厚生委員会議案説明資料

令和6年3月14日

件	名		Ī	頁
1	第17号議案	足立区障がい者福祉手当条例の一部を改正する条例・・・	• ;	2
2	第41号議室	足立区介護保険条例の一部を改正する条例・・・・・・		9

(福祉部)

第17号議案説明資料

令和6年3月14日

件 名	足立区障がい者福祉手当条例の一部を改正する条例
所管部課名	福祉部 障がい福祉課、衛生部 足立保健所中央本町地域・保健総合支援課
	1 改正概要 (1) 支給悪性の変更

(1) 支給要件の変更

ア 変更内容

身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳 1級の手帳所持者について、「20歳以上」の文言を削除し、新た に20歳未満の者にも月額4,000円の障がい者福祉手当を支給 する。

障がい等級	改正前	改正後
身障手帳3級 愛の手帳4度 精神手帳1級	20 歳以上 65 歳未満	65 歳未満 (「20 歳以上」を削除)

イ 対象拡大により必要となる予算

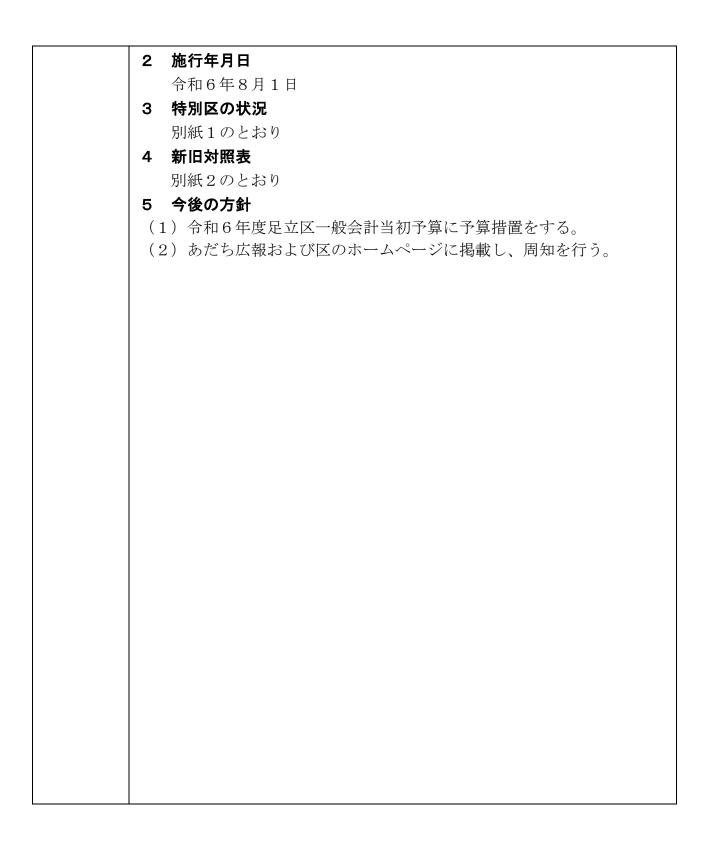
年度	新規 対象者数	支払月数	必要予算 見込額
令和 6 年度	926 人【内訳】	4カ月分 【支払月】 12月(8~11月分) ※ 令和6年8月施 行のため支払い1回	14,816 千円
令和 7 年度 以降	身体 83人 知的 827人 精神 16人	12か月分 【支払月】 4月(12~3月分) 8月(4~7月分) 12月(8~11月分)	44, 448 千円

内 容

(2) 等級変更に伴う届出の変更

障がい等級の変更により手当額が変更となる場合、区長が変更するものとし(原則、本人からの届出不要)、変更方法について規定する。

改正前	改正後		
	① 区長は、(中略)手当の額について変更が必要と		
	なった場合には、手当の額を変更するものとする。 ② (中略)手当の額の変更については、増額する場		
	合にあっては、事由の生じた日の属する月から、 減額する場合にあっては、事由の生じた日の属す		
	る月の翌月から行う。		



特別区の障がい者福祉手当一覧表

令和5年度

区名	身体1級・2級 愛の手帳1度〜3度 脳性まひ・進行性筋 萎縮症	身体障害者手帳 3級	愛の手帳4度	精神障害者保健 福祉手帳1級	20歳未満 ○:対象 ×:対象外
足立区	15, 500	4, 000	4, 000	4, 000	6年度変更 × → ○
千代田区	15, 500	10, 500	10, 500	15, 500	0
中央区	15, 500	10, 200	10, 200	10, 200	0
港区	15, 500	7, 750	7, 750	15, 500	0
新宿区	15, 500	7, 750	7, 750	15, 500	0
文京区	15, 500	13, 500	13, 500	10, 000	0
台東区	15, 500	7, 750	7, 750	1	×
墨田区	15, 500	7, 750	7, 750	7, 750	0
江東区	15, 500	7, 750	7, 750	1	0
品川区	15, 500	8, 500	8, 500	8, 500	0
目黒区	15, 500	10, 000	10, 000	_	0
大田区	17, 500	4, 500	4, 500	4, 500	0
世田谷区	16, 500	7, 500	7, 500	5, 000	0
渋谷区	15, 500	8, 000	8, 000	8, 000	×
中野区	15, 500	5, 000	5, 000	5, 000	0
杉並区	17, 000	11, 500	11, 500	5, 000	0
豊島区	15, 500	8, 500	8, 500	1	0
北区	15, 500	10, 000	10, 000	10, 000	0
荒川区	15, 500	9, 500	9, 500	1	0
板橋区	15, 500	7, 750	7, 750	_	0
練馬区	15, 500	10, 000	10, 000	10, 000	0
葛飾区	15, 500	7, 750	7, 750	7, 750	0
江戸川区	15, 000	5, 000	15, 000	_	0
23区平均	15, 674	8, 280	8, 715	8, 888	
最も高い区	大田区	文京区	江戸川区	千代田区・港区・ 新宿区	

[※] 足立区の身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳1級の方への手当額は、 特別区内で最も低い金額となっている。

昭和49年10月15日条例第31号

改正前

○足立区障がい者福祉手当条例

○足立区障がい者福祉手当条例

昭和49年10月15日条例第31号

第1条 省略

(支給要件)

- |第2条 障がい者福祉手当(以下「手当」という。)は、足立区の区域内に<mark>第2条 障がい者福祉手当(以下「手当」という。)は、足立区の区域内に</mark> より申請を<mark>行わなかつた</mark>者を除く。)には、支給しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該障がい者

の前年の所得(1月から7月までの月分の手当については、前前 ときは、その間は手当を支給しない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、当該障がい者が次の各号のいずれかに該当3 第1項の規定にかかわらず、当該障がい者が次の各号のいずれかに該当 するときは、手当は支給しない。
 - 号) に定める保護者が、<mark>その者 にかかる同条例に基づく障害手当</mark> の支給を受けているとき。
- (2) 規則で定める施設に入所しているとき。
- 4 省略

(手当の額)

第1条 改正なし (支給要件)

もの(以下「障がい者」という。)に支給する。ただし、障がい者と<mark>なつ</mark> もの(以下「障がい者」という。)に支給する。ただし、障がい者と<mark>なっ</mark> |達する日の前日までに受給資格の認定(以下「認定」という。)の申請を | 達する日の前日までに受給資格の認定(以下「認定」という。)の申請を | <mark>行わなかつた</mark>もの(足立区規則(以下「規則」という。)で定める事由に<mark>行わなかった</mark>もの(足立区規則(以下「規則」という。)で定める事由に より申請を<mark>行わなかった</mark>者を除く。)には、支給しない。

改正後

- 2 前項の規定にかかわらず、当該障がい者(当該障がい者が20歳未満の場 合にあっては、当該障がい者の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第 877条第1項に定める扶養義務者で、主として当該障がい者の生計を維持す るもの) の前年の所得(1月から7月までの月分の手当については、前前 年の所得とする。) が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生 年の所得とする。) が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生 計配偶者並びに扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超える」計配偶者並びに扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超える ときは、その間は手当を支給しない。
 - するときは、手当は支給しない。
- (1) <mark>その者 の足立区児童育成手当条例(昭和46年足立区条例第20</mark> (1) <mark>当該障がい者</mark>の足立区児童育成手当条例(昭和46年足立区条例第20 号)に定める保護者が、<mark>当該障がい者</mark>にかかる同条例に基づく障害手当 の支給を受けているとき。
 - (2) 規則で定める施設に入所しているとき。
 - 4 改正なし (手当の額)

改正前	改正後
第3条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、	第3条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、
<mark>次の各号</mark> に定める額とする。	<u>別表左欄に掲げる障がい者の区分に応じ、それぞれ同表右欄</u> に定める額と
	する。
(1) 別表第1号、同表第3号(第3号に掲げる者を除く。)及び同表第	<u>5</u>
5号に該当する者 1万5,500円	
(2) 別表第2号に該当する者 4,000円	
(3) 別表第3号に該当する者のうち、身体の障がいの程度が3級のもの	
<mark>及び同表第4号に該当する者 4,000円</mark>	
第4~7条 省略	第4~7条 改正なし (エルギの本里)
(新設)	<u>(手当額の変更)</u> 第7条の2 区長は、手当の支給を受けている者が障がいの程度の異動によ
	男 7 未の 2
	た場合には、手当の額を変更するものとする。
	2 前項の規定による手当の額の変更については、増額する場合にあっては、
	事由の生じた日の属する月から、減額する場合にあっては、事由の生じた
	日の属する月の翌月から行う。
第8~9条 省略	
(届出)	(届出)
第10条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかにその	第10条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかにその
旨を区長に届け出なければならない。	旨を区長に届け出なければならない。 <mark>ただし、区長が必要がないと認めた</mark>
	<mark>ときは、この限りでない。</mark>
(1) 住所を変更したとき。	(1) 住所を変更したとき。
(2) 第8条第2号及び第3号に該当するとき。	(2) 第8条第2号及び第3号に該当するとき。
(3) <u>前各号</u> のほか規則で定める事項に該当するとき。	(3) 前2号のほか規則で定める事項に該当するとき。
第11~12条 省略	第11~12条 改正なし
	/
	<u>付 則</u>
	<mark>(施行期日)</mark>

改正前	改正後	
	1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。	
	<mark>(準備行為)</mark>	
	2 この条例による改正後の足立区障がい者福祉手当条例(以下「親	<u>斤条例」</u>
	という。) 第3条に規定する手当(以下「手当」という。) の支給	
	<u>な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる</u>) ₀
	<mark>(経過措置)</mark>	
	3 新条例第3条及び別表の規定は、令和6年8月以後の月分の手当	
	<u>について適用し、同年7月以前の月分の手当の支給については、な</u>	よお従前
	<mark>の例による。</mark>	
	4 令和6年8月1日以後に改正後の別表の2の項、4の項及び5の	
	当する20歳未満の者であって、令和7年3月31日までに手当の受給	
	認定の申請(以下「申請」という。)をしたものについては、令利	16年8
	<mark>月1日に申請を行ったものとみなす。</mark>	
T11 - 12	Tults (the o. A. the o. A. the p. A. o. o. B. E. C.)	
<u>別表</u>	別表 <u>(第2条、第3条、第7条の2関係)</u>	deri
1 東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日42民児精発第58号)第5		<u>額</u>
条第2項の規定により愛の手帳の交付を受けている者のうち同要綱第		500円
6条第3号に定める知的障害の程度が1度から3度までであるもの 2 東京都愛の手帳交付要綱第5条第2項の規定により愛の手帳の交付	度が、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第	
<u>2 東京都愛の子帳交刊安綱第3条第2頃の規定により愛の子帳の交刊</u> を受けている者のうち同要綱第6条第3号に定める知的障害の程度が	15号)の別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表 のうち、2級以上であるもの	
4度であるもの		000 111
3 身体障がい者であつて、身体の障がいの程度が、身体障害者福祉法施	2 身体障がい者であって、身体の障がいの程度が、身体 障害者福祉法施行規則の別表第5号に定める身体障害者	000円
行規則(昭和25年厚生省令第15号)の別表第5号に定める身体障害者障	<u>障害有価征伝施11規則の別表第3号に足める身体障害有</u> 障害程度等級表のうち、3級であるもの	
17 17 17 17 17 17 17 17	2.7.7.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2	<u></u>
4 精神障がい者であつて、精神の障がいの程度が、精神保健及び精神障	3 20歳以上の知的障がい者であって、東京都愛の手帳交 15,5 付要綱(昭和42年3月20日42民児精発第58号)第5条第	<u>500円</u>
害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に	① 受納(昭和42年3月20日42氏兄精発第58号)第5条第 2項の規定により愛の手帳の交付を受けている者のうち	
定める1級であるもの	<u>2頃の規定により愛の手帳の交付を受けているものうら</u> 同要綱第6条第3号に定める知的障害の程度が1度から	
V CO J I WX C CO CO	<u> 四安榊男り米男3万に足める却的陣青の柱皮が1皮がり</u>	

改正前	改正後	
5 脳性麻ひ又は進行性筋萎縮症を有する者	3度までであるもの	
	4 知的障がい者であって、東京都愛の手帳交付要綱第5	<u>4,000円</u>
	条第2項の規定により愛の手帳の交付を受けている者の	
	うち同要綱第6条第3号に定める知的障害の程度が4度	
	であるもの	
	5 精神障がい者であって、精神の障がいの程度が、精神	4,000円
	保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年	
	政令第155号) 第6条第3項に定める障害等級のうち、1	
	<u>級であるもの</u>	
	6 20歳以上の者であって、脳性麻ひ又は進行性筋萎縮症	15,500円
	を有するもの	
		_

第41号議案説明資料

令和6年3月14日

件	名	足立区介護保険条例の一部を改正する条例						
所管部課名		福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課						
		1 概要 第9期介護保険事業計画(令和6年度から令和8年度)における第 号被保険者の段階別保険料の変更により、介護保険条例第12条(保 料率)等を改正する。						
		2 主な改正内容(1)第1号被保険者の段階区分下表のとおり、第17段階から第19段階へ変更する。						
		(2	月額6,7	基準額(第 5 段 5 0 円(現行 』 0 0 0 円(現行	、り▲10円)、			
				<現	行>	<改]	正案>	
			段階	月額保険料	年間保険料	月額保険料	年間保険料	
			第19段階			43,880 円	526, 560 円	
			第18段階			39, 150 円	469,800 円	
			第17段階	30,420 円	365,040 円	34, 430 円	413, 160 円	
			第16段階	27,040 円	324, 480 円	29,700 円	356, 400 円	
			第15段階	23,660 円	283,920 円	24, 980 円	299, 760 円	
			第14段階	20, 280 円	243, 360 円	20, 250 円	243,000 円	
			第13段階	16,900 円	202,800 円	16, 200 円	194, 400 円	
内	容		第12段階	13,520円	162,240 円	14,850円	178, 200 円	
r j	47		第11段階	12, 170 円	146,040 円	14, 180 円	170, 160 円	
			第10段階	10,820円	129,840 円	12,830 円	153, 960 円	
			第9段階	9,810円	117,720 円	11,480 円	137, 760 円	
			第8段階	9,470 円	113,640 円	10,130 円	121,560 円	
			第7段階	8, 180 円	98, 160 円	8,780 円	105, 360 円	
			第6段階	7,310 円	87,720 円	7,700 円	92,400 円	
			第 5 段階 (基準額)	6,760円	81, 120 円	6,750円	81,000円	
			第4段階	5,890円	70,680 円	5,880円	70, 560 円	
			第3段階	4,740 円	56,880 円	4,630 円	55, 560 円	
			第2段階	3,380 円	40,560円	3, 280 円	39, 360 円	
			第1段階	2,030 円	24, 360 円	1,930円	23, 160 円	
			新旧対照表 別紙1のとお	ŋ				
	4 施行年月日 令和6年4月1日							
	5 今後の方針 関係する条例施行規則について、必要な規定整備を行う。また、あ ち広報特集号を発行し、区民への周知を図っていく。				。また、あだ			

足立区介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
○足立区介護保険条例	○足立区介護保険条例
第1条~第11条(略)	第1条~第11条(略)
(保険料率)	(保険料率)

- |第12条|| 今和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、次の各号に掲<mark>第12条|| 令和6年度から令和8年度</mark>までにおける保険料率は、次の各号に掲 げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第 39条第1項第1号に掲げる者 2万4,360円
 - (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 4万560円
 - (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 5万6,880円
 - (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 7万680円
 - (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 8万1,120円
 - (6) 次のいずれかに該当する者 8万7,720円
 - ア 地方税法 (昭和25年法律第226号) 第292条第1項第13号に規定する 合計所得金額(以下「合計所得金額」という。) (租税特別措置法(昭 和32年法律第26号) 第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項 第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第 1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当 該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除 して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。 以下同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当し ないもの
 - イ 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」と いう。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分 による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令)

げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 39条第1項第1号に掲げる者 3万6,960円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 5万5,560円
- (3) 今第39条第1項第3号に掲げる者 5万5.920円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 7万560円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 8万1,000円
- (6) 次のいずれかに該当する者 9万2,400円
- ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する 合計所得金額(以下「合計所得金額」という。) (租税特別措置法(昭 和32年法律第26号) 第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、 第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第 1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当 該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除 して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。 以下同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当し ないもの
- イ 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」と いう。) であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分 による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令)

改正前

第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号 イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、 第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

- (7) 次のいずれかに該当する者 9万8,160円
 - ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 11万3,640円
 - ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ<u>又は第16号イ</u>に該当する者を除く。)
- (9) 次のいずれかに該当する者 11万7,720円
 - ア 合計所得金額が<u>320万円以上400万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ<u>又は第16号イ</u>に該当する者を除く。)
- (10) 次のいずれかに該当する者 12万9,840円

改正後

第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号 イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、 第15号イ<u>、第16号イ、第17号イ又は第18号イ</u>に該当する者を除く。)

- (7) 次のいずれかに該当する者 10万5,360円
- ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 12万1,560円
- ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。)
- (9) 次のいずれかに該当する者 13万7,760円
- ア 合計所得金額が<u>320万円以上420万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。)
- (10) 次のいずれかに該当する者 15万3,960円

- ア 合計所得金額が<u>400万円以上500万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ<u>又は第16号イ</u>に該当する者を除く。)
- (11) 次のいずれかに該当する者 14万6,040円
 - ア 合計所得金額が<u>500万円以上700万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)
- (12) 次のいずれかに該当する者 16万2,240円
 - ア 合計所得金額が<u>700万円以上900万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)
- (13) 次のいずれかに該当する者 <u>20万2,800円</u>
 - ア 合計所得金額が900万円以上1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区 分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

- ア 合計所得金額が<u>420万円以上520万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ<u>第16号イ</u>、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。)
- (11) 次のいずれかに該当する者 17万160円
 - ア 合計所得金額が<u>520万円以上620万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。)
- (12) 次のいずれかに該当する者 17万8,200円
- ア 合計所得金額が<u>620万円以上720万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。)
- (13) 次のいずれかに該当する者 <u>19万4,400円</u>
- ア 合計所得金額が<u>720万円以上900万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区 分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

改正前

(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

- (14) 次のいずれかに該当する者 24万3,360円
 - ア 合計所得金額が<u>1,200万円以上1,500万円未満</u>であり、かつ、前各号 のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ<u>又は</u>第16号イに該当する者を除く。)
- (15) 次のいずれかに該当する者 28万3,920円
 - ア 合計所得金額が<u>1,500万円以上2,000万円未満</u>であり、かつ、前各号 のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。) 又は次号イに該当する者を除く。)
- (16) 次のいずれかに該当する者 32万4,480円
 - ア 合計所得金額が<u>2,000万円以上2,500万円未満</u>であり、かつ、前各号 のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

改正後

(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。)

- (14) 次のいずれかに該当する者 24万3,000円
- ア 合計所得金額が<u>900万円以上1,200万円未満</u>であり、かつ、前各号の いずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第16号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。)
- (15) 次のいずれかに該当する者 29万9,760円
- ア 合計所得金額が<u>1,200万円以上1,500万円未満</u>であり、かつ、前各号 のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第17号イ又は第18号イに該当する者を除く。)
- (16) 次のいずれかに該当する者 35万6,400円
 - ア 合計所得金額が<u>1,500万円以上2,000万円未満</u>であり、かつ、前各号 のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第18号イに該当する者を除く。)
- (17) 次のいずれかに該当する者 41万3,160円
 - ア 合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - <u>イ</u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

北工芸	みて タタ。
改正前	改正後
	(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに
	<u>該当する者を除く。)</u>
	(18) 次のいずれかに該当する者 46万9,800円
	ア 合計所得金額が2,500万円以上3,000万円未満であり、かつ、前各号
	<u>のいずれにも該当しないもの</u>
	イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区
	分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
	_(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。) に該当する者
	を除く。)_
(17) 前各号のいずれにも該当しない者 36万5,040円	
	令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定
	にかかわらず、2万3,160円とする。
	3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料
	の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料
	率について準用する。この場合において、前項中「2万3,160円」とあるの
	は、「3万9,360円」と読み替えるものとする。
	4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険
	料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険
	料率について準用する。この場合において、第2項中「2万3,160円」とあ
	るのは、「5万5,560円」と読み替えるものとする。
	<u>るいな、「370,000[1] こ即心と目との日からこう。</u>
第13条(略)	第13条(略)
対10木(町) 	
 (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合	- ・) (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)
	は 第14条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合におけ
る当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資	
を取得した日の属する月から月割りをもって行う。	を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

改正前

- 該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪 失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。
- ハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、令附則第16条 第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下この項 において同じ。)並びに令附則第17条第2項(同条第3項及び第4項にお いて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に該当するに至っ た第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する 月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額 と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第6 号まで、令附則第16条第2項又は令附則第17条第2項のいずれかに規定す る者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

第15条~第27条(略)

改正後

- 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当 該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪 失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。
- 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福 祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ及び、祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ<mark>若し</mark> くは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第12条第1 項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12 号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ若しくは第18 号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当す るに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保 険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1 号から第18号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保 険料の額の合算額とする。

第15条~第27条(略)

付 則(令和6年3月 日条例第 号)

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の足立区介護保険条例第12条の規定は、令和6年 度分からの保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、 なお従前の例による。